第 13 章 準備書の意見についての事業者の見解

第13章 準備書の意見についての事業者の見解

13.1 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

「第11章 準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要」に対する事業者の見解は、表13.1-1に示すとおりである。

表13.1-1 準備書についての環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

分類	意見内容	見 解
景観	札幌駅前の再開発は今後の人間であり、一大きり、一大きり、一条の一条の人間である。 のからない できます のからない できない できない できない できない できない できない できない でき	本までは、

13.2 市長の意見についての事業者の見解

「第12章 準備書についての市長の意見」に対する事業者の見解は、表13.2-1(1)~(3)に示すとおりである。

表13.2-1(1) 市長の意見に対する事業者の見解

分類	意見内容	見 解
	(1) 累積的影響について ア 当該対象事業実施区域の周辺では、北 海道新幹線(新函館北斗・札幌間)事業 及び北8西1地区第一種市街地再開発 事業が実施中である他、北4西3地区第 一種市街地再開発事業が実施予定であ り、これら他事業と本事業に伴う累積的 影響が懸念される。 このため、特に先行事業との累積的影響 については、可能な範囲において情報等 の収集に努めたうえで、調査、予測及び 評価を行うこと。	(1) 累積的影響について ア 計画建築物の完成時点で竣工が想定される 先行他事業について、可能な範囲で情報収集 を行い、予測の前提条件に反映した上で調査・ 予測及び評価を実施し、事業実施区域周辺の 累積的影響の把握に努めました。
総論	イ 他の事業者から累積的な影響の調査、 予測及び評価に必要な情報の提供依頼 があった場合には、可能な限り情報を共 有することで、地域全体の環境影響の低 減を図ること。	イ 近隣の他事業者から累積的な影響の調査、 予測及び評価に必要な情報の提供依頼があっ た場合には、可能な限り情報の共有に努め、地 域全体の環境影響の低減を図ります。
	(2) 事後調査について ア 事後調査及び環境監視を適切に実施 すること。また、その結果を踏まえ、必 要に応じて、追加的な環境保全措置を適 切に講じること。	(2) 事後調査について ア 「第9章 事後調査の計画」に記載の内容に 基づき、事後調査及び環境監視を適切に実施 します。また、必要に応じて、追加的な環境保 全措置を適切に講じるよう努めます。
	イ 上記の追加的な環境保全措置の具体 化に当たっては、十分な効果が得られる よう、調査結果や専門家等からの助言を 踏まえ、客観的かつ科学的に検討するこ と。	イ 追加的な環境保全措置の実施にあたっては、十分な効果が得られるよう客観的かつ科 学的な検討に努めます。

分類 意見内容 見解

(1) 地下水及び地盤沈下について

本事業に係る工事は、二つの街区に跨る 大規模なものであり、かつ、その事業実 施区域の東西方向への広がりが周辺に おける地下水の流れに対して直交する 方向となっている。このため、東西に遮 水壁を設けたことによる上流側の地下 水位の変化が周辺の地下空間や建築物 へ及ぼす影響や、連続する街区の地下水 の流れを堰き止めたことよる周辺への 影響などについて検討を加えること。 また、遮水壁の設置等に伴う周辺地下水 の水質への影響について配慮すること。

(1) 地下水及び地盤沈下について

透水層は事業区域周辺に広く分布しており、 山留壁の設置範囲は透水層の分布に比べると 狭く、地下水は山留壁の周囲を迂回して流れ、 流況の変化は抑えられると予測及び評価しま した。今後の詳細な施工計画の検討にあたっ ては、山留壁の根入れ深さを浅くすることの 可能性や既存建築物(エスタ)の地下躯体の山 留壁としての利用可能性など、極力地下水の 流れにも配慮した検討を行います(p.8.1.6-33) 参照)。事後調査においては、上流側、下流側 の視点を持って工事中の地下水位の状況を把 握する検討を行うとともに、事業区域周辺の 地盤レベルの計測を行います(p.9-1~2参照)。 また、これまでの周辺の大規模工事でも地下 水の水質の汚染ということは問題になってい ないと認識しています。今回も同様の施工方 法にて計画しており、大きな影響はないと考 えています。なお、工事の施工にあたっては、 その観点も施工者に伝え、留意して施工する よう周知します。

(2) 日照阻害について

各論

現在実施中の北8西1地区第一種市街 地再開発事業との累積的影響について、 北9条西2丁目交差点において、本件計 画建築物との複合日影が出現する可能 性がある。この地区は日影規制の規制対 象区域外であるものの、例えば、日影が 積雪期の道路状況へ与える影響等も踏 まえながら本事業による環境影響につ いて考慮すること。

(2) 日照阻害について

計画建築物のうち高層棟については、西1地区に配置することで北側方向に生じる日影を極力北8西1地区の日影と重なるようにし、新たに発生する日影が出来るだけ少なくなるように配慮した計画としています。

補足として、北9条西2丁目交差点、北9条西 1丁目交差点における天空写真を作成し、本 事業の計画建築物による日影を予測しました (p.8.1.7-32 参照)。

(3) 景観について

ア 本審議会における景観に係る意見等 の各種手続への反映について

準備書に示されている景観に係る環境 影響評価手続と景観プレ・アドバイス手 続において、後者を前者の手続に反映す ることが示されているが、前者から後者 の手続への反映が示されていないため、 後者の手続においても本審議会におけ る意見等を十分に勘案するとともに、今 後作成する評価書の内容を都市計画審 議会の手続の際に反映できるよう考慮 すること。

(3) 景観について

ア 本審議会における景観に係る意見等の各種 手続への反映について

環境影響評価審議会において頂きましたご意見等を踏まえ、評価書においては、緑化計画のイメージの追加(p.2-30参照)や新幹線駅舎の景観モンタージュへの反映(p.8.1.12-40~42参照)を行いました。

都市計画の内容には、評価書の「(4)緑化計画 について」の内容など、反映させたものとして おります。

設計段階景観プレ・アドバイスにおいては、環境影響評価手続きで頂きましたご意見等を踏まえた計画内容の説明となるよう努めます。

分類 見解 意見内容 イ 景観の検討結果に係る評価書本編への適切 イ 景観の検討結果に係る評価書本編へ の適切な記載について な記載について 準備書の資料編に掲載されている図は、 準備書の資料編に掲載していた、構想段階景 景観への影響を示すうえで重要である 観プレ・アドバイスにおける助言に対する反 ことから、今後の評価書において本編に 映内容の説明図は、本編に掲載しました 適切に掲載すること。 (p.8.1.12-27~28 参照)。 ウ 計画建築物及び新幹線駅舎との一体感の創 ウ 計画建築物及び新幹線駅舎との一体 感の創出について 出について 本件計画建築物及び北海道新幹線札幌 IR北海道より公表された創成川通上空の新幹 駅駅舎との一体感を創出することによ 線駅舎パース (南側からの眺望) を参考に、準 り、北5条から北6条にかけての創成川 備書の景観モンタージュ(地点4:創成川通の 南側からの眺望) に可能な範囲で反映しまし 通周辺に圧迫感を与えるなど景観への 影響について懸念されることから、今後 た(p.8.1.12-40~42 参照)。 新幹線駅舎と計画建築物との関係について の評価書の作成に当たっては、可能な限 り検討段階の図面等を掲載したうえで、 は、今後も新幹線駅舎の関係者と調整を図っ 景観デザインへの配慮について、関係者 てまいります。 と協力しながら、慎重に検討を進めるこ と。 (4) 緑化計画について (4) 緑化計画について 各論 「札幌市景観計画」(平成29年2月札 地上部の緑化は連続する計画を考えてお 幌市)で定める「札幌駅南口地区景観計 り、評価書の緑化計画においては、地上部緑化 画重点区域における景観形成基準 | にお のイメージ図を掲載しました。また、低層部屋 いて、「街区全体に緑があふれるよう、 上の緑化イメージ図もあわせて掲載しました オープンスペースの緑化の他、屋上や壁 (p.2-30 参照)。 面等への立体緑化にも努める。」と示さ れており、本準備書においても積極的な 緑化を行う旨の記載があるところ、本件 計画建築物の出入口が設置されると、地 上部緑地の連続性が途絶える可能性が あることから、緑地の連続性を確保する 方策について十分検討すること。 (5) 温室効果ガスについて (5) 温室効果ガスについて 計画建築物の外装仕様等の検討にお 温室効果ガスの抑制においては、外装の断 いて、断熱性能を高めることは、建築物 熱性能を高めることは有効な手段であること そのものが排出する温室効果ガスを抑 から、今後の詳細検討の中で、屋上断熱のほか 制するために有効な手段であることか 壁断熱も含めた外装仕様について、十分検討 ら、屋上断熱のみならず壁断熱も含めた を行います。 外装の適切な選定について十分検討す ること。